



BCJ-審査証明-276

建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：施工時環境配慮型改質アスファルト防水工法「シェーン密着工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

（開発の趣旨）

既存アスファルト防水熱工法は、防水工事用アスファルトを用いてルーフィング類を3～4枚積層して防水層を形成する工法である。このアスファルト防水熱工法には、水密性の信頼性が高い反面、次のような問題点がある。

- (1) ルーフィング類を3～4枚積層して防水層を形成するため、使用材料及び作業工程が多い事による作業負担の問題。
- (2) 防水工事用アスファルトを作業現場で溶融するため、溶融アスファルトから発生する煙・臭いによる環境上の問題。

本工法は、平場部1層目に常温施工の粘着層付改質アスファルトルーフィング又は改質アスファルトルーフィング及び低煙・低臭タイプの防水工事用アスファルトを用い、2層目ルーフィング類に低煙・低臭タイプの防水工事用アスファルトを用いて積層する改質アスファルト防水工法とすることで、作業工程数を削減し、さらに環境影響の軽減を図ることを目的として開発したものである。

（開発の目標）

- (1) 既存アスファルト防水熱工法と同等の防水性能を有していること。
- (2) 既存アスファルト防水熱工法と比較して、作業負担や環境負荷を軽減すること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあった施工時環境配慮型改質アスファルト防水工法「シェーン密着工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2020年5月21日

2021年7月12日（変更）

2026年5月20日（更新）



建設技術審査証明協議会会員

一般財団法人日本建築センター

The Building Center of Japan

理事長

橋本 公博

記

1. 審査証明結果

本技術において、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 既存アスファルト防水熱工法と同等の防水性能を有するものと判断される。
- (2) 既存アスファルト防水熱工法と比較して、作業負担や環境負荷を軽減するものと判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実と反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2031年7月11日

6. 審査証明の依頼者

日新工業株式会社 住所 東京都足立区千住東二丁目23番4号